

議 事 概 要

1 会 議 名	令和6年度第1回太宰府市地域公共交通活性化協議会
2 開 催 日 時	令和6年8月7日（水）15：00～16：35
3 開 催 場 所	太宰府市役所 4階大会議室
4 出 席 者 名	【委員】 原口委員（副会長）、高橋委員、田代委員、池田委員、中井委員、松尾委員、森本委員、富士原委員、齋藤委員、山口委員、寺町委員（会長）、草場委員、三重野委員、八尋委員、楠田委員 【関係人】 山浦氏（福岡運輸支局）、緒方氏（福岡国道事務所）
5 議 題	【議事】 議題 路線バスの運行について 【その他】 道路運送法等の改正への対応について
6 内 容	
事務局	（開会挨拶）
楠田市長	（挨拶）
	（傍聴人入室）
事務局	議事に入ります。進行につきましては、太宰府市地域公共交通活性化協議会規則第6条の規定により寺町会長をお願いいたします。 それでは、寺町会長よりお願いいたします。 【議題 路線バスの運行について】
事務局及び交通事業者	（資料説明）
寺町会長	説明内容について、ご質問等あるか。
委員	資料4の5ページ、二日市線の減便では、平日の22時台を2便減便するが23時台の便は残るとのことだが、運転士の拘束時間の対策になるのか疑問に感じた。

委員	本来は最終便の見直しが望ましい。23 時 54 分の便については、運行前に別の系統を運行している関係があり、便数、時間等の制約がある状況となる。 今回については、その前の 22 時台の便数の見直しをさせていただきたいと考えている。
委員	例えば 22 時台を運行するとなると別枠ということになるのか。
委員	二日市線の中でも系統を分けて運行しているため、ダイヤ構成の関係で今回は 23 時 54 分の便の見直しが難しい状況となっている。
委員	今後の方向性について、わからない部分があったためもう 1 度説明をお願いしたい。 減便や廃止がある中で、市としてどういう対応策を考えているのを説明として述べられたのか、もう 1 度説明をお願いしたい。
事務局	減便及び廃止に対する市の方向性としては、まずは路線の継続を求めて事業者と協議を重ねている。公共交通の取り巻く環境の変化に加えて、地域やエリアごとの課題もあると考えている。 特に、路線の存続、また代替交通の確保について等、地域の実情に応じた最適で持続可能な公共交通の実現が必要と考えている。 その辺を踏まえて、特に廃止に関して継続協議を実施している状況となる。
委員	第一に路線をそのまま残してもらいたいということを求めていくと。 減便については、どうなのか。
事務局	減便についても、当然継続を求めたいところ。 そういったところを本日委員皆様方からご意見等を賜りながら市として考えていきたいと考えている。
委員	減便に関しては、10 月 1 日からということもあり、継続を求めていくと言われても、もう間近に迫っている話し。 例えば、10 月 1 日でもう減便となるが、実際の利用者としてはそう多くない状況なので、やむを得ないという方向でいくのか。 ただ一方的に残してくださいっていうのをお願いしても、事業者としても運転士が不足している中で、答えようがないため提案している。 影響度合いとかを説明いただきたい。
委員	影響人員、利用状況については、資料 4 の 2 ページ、宇美～太宰府線の 6 時 21 分発の便について、今年の 4 月の平日平均で便トータル合計 5～6 名が利用している。20 時 10 分発の便でも 5～6 名が利用している。朝夕の利用では 2 桁を超える便もあるため、

	極力影響が少ない便を減便することとしている。 3 ページ、土曜 19 時 30 分発の便については 4～5 名が利用しており、4 ページ、日祝 19 時 30 分発の便については 3～4 名が利用している状況となる。 5 ページ、二日市線の平日 1-1 番、22 時 06 分発の便は、12.3 名。1-2 番、22 時 57 分は 4.2 名なので 4～5 名が利用している。塚口バス停の 1-1 番、19 時 09 分発の便は 2～3 名、19 時 49 分発の便も 3 名程度が利用している。 6 ページ、土曜の 20 時 39 分の便は 3～4 名、日祝の 20 時 41 分の便は 2～3 名が利用されている。
寺町会長	基本的には、かなり利用者は減ってきており、バスで運ぶべきなのかというレベルの利用実態であることが把握できた。
委員	通勤や通学、高齢者などのどのような方が利用しているのか。 運転士不足が深刻化しているため、減便になりそうな路線と時間帯を抽出して先手で動いておくこともいいかもしれない。
寺町会長	先ほどの事業者からの説明で、減便対象となり得る利用実態がある程度把握できたと思う。通勤や通学、高齢者などのどのような方が利用しているのか教えていただきたい。
委員	平日の利用となるが、宇美～太宰府線の朝と夜の便については、学生の乗り放題定期の利用も含めて通勤や通学利用といった 10～20 歳代が比較的多く、一部交通系 IC カードの都度払いがあるため、通勤等の利用もある。 二日市線については、夜の便で様々な年齢層の利用があるため、年齢に傾向がない状況であるとともに、定期券の利用よりも、交通系 IC の都度払いが多い状況となるため、はっきりとした傾向が掴めていない。
寺町会長	委員から重要な意見があった。通学等の利用に対してはきちんと手当していかなければならないのは私も同じ考えを持っている。 日常的・定期的に利用している方と交通系 IC カードで必ずしもその時間帯に利用すると限らない方へ対応策を検討する場合、それぞれメニューを考えていく必要がある。 具体的には、委員の意見にもあったが通学等の利用に対しては、代替交通がないと困ってしまい、行政も手厚く手当していかなければならないため、特性を把握することはとても重要となる。 一方で、特定の方や定期利用ではない方はその時間帯に運行しているから利用されていて、その時間帯の運行がなければ変えられる可能性がある。 朝の通学等のようにそれがないと困るというケースとそうではないケースに対して、同じ労力とコストをかけて対応する必要があるかという点、限られた資源の中で限界もあるため、細かく把握したうえで、定期利用かつ代替手段がなくて困る方に対して多少手厚く、そうではない方には、可能な範囲内で手当していくなどの対応が求めら

	れる。 全ての利用者を手厚く手当てしていれば 1 番望ましいが、それが難しい状況であるため太宰府市に限らず全国いろんなところで困っている状況となっている。メリハリをつけるという意味で委員の意見のように利用実態を把握し、どのような方がどのような困り方をするのか把握したうえで手当てを模索していくことが重要となる。 例えば、中高大学生向けに利用実態を把握することも重要であるため、そういったこともしてくださいと書き込んでもよいかもしれない。 私から事業者へ確認したいことがある。 資料 4 の 1 ページに 2024 年問題に対応するためとあるが、運用開始前後で採用人数や採用に手応えとして多少差が出てきたか。運転士の確保が難しいことは理解しているが、これまでの運転士の減少の仕方と、今回の改正による待遇改善によって緩和しているものなのか。
委員	今回の改善基準告示の見直しによる拘束時間の短縮等以外でも待遇改善、賃金や手当の見直し等を実施している。そういった総合的な要因を踏まえた採用状況の回答になるが、少しずつではあるが採用受験者数、採用数というものは増加している。 一方で、不足している人数の方が多い状況であるため、減少が緩やかになっているが、歯止めがかかるわけではない。
寺町会長	減少のスピードが多少緩やかになっているが、横ばいを意識できるレベルではないと。 今回、減便や一部区間廃止の申出があっているが、自治体というより公共交通を利用している立場の方からすると事情は理解できるが、状況が悪くなるから毎年のように五月雨式に出てくることを想定しておかなければならない危機感があり疑いもある。 そういったことに対して、この労働関係の法改正でどれぐらいリスクを軽減できているのかということを把握したかった。 事業者が維持できないことに対して、お願いして無理することはもうできない時代になっているため仕方のないことなのかもしれない。 先ほどやり取りがあったが、限界であることを五月雨式に言われると、言われた側は困る一方にしかない。言われて 3 ヶ月や半年でという風にしてしていると対応する自治体はかなり大変だと感じている。事業者に対する信頼度も薄くなっていくリスクもあるため、五月雨式にいろんなところでされるのはよろしくないのではないかと感じた。 五月雨式にするのは仕方ないにしても時間的猶予も持たせていただくなり配慮が必要ではないかと。
委員	減便の宇美～太宰府線では通学者の利用ではないかと説明があったが、委員の意見のとおり手当てするとなれば一案としては、例えば資料 4 の 2 ページの太宰府市役所行の 7 時 37 分の便を少し早めに運行するといった対応が考えられるのか、検討の余地があるのか教えていただきたい。

委員	7時37分の便を少し早めて運行することについて実施できればと考えている。 しかし、7時37分の便については最大で23～24名の利用があり、かなり利用が多い便となっているため、あまり動かしすぎると、影響を及ぼす利用者が多くなる。拘束時間のことも踏まえると、数分程度の見直しをすることによって、6時21分の便を利用している方も2便目から利用できるのではないかと考えている。
原口副会長	市として本当に困っている。 やはり、市民の皆様の移動を確保する観点から、改善基準告示がリスクとなっていることは考えられない。改善していくのに改善自体がリスクとなっていることはいかなものかと。 改善するのであれば、そのリスクを事前に把握し、ある一定の方策を講じるのが本来のあるべきところと感じている。 委員皆様方、多くの意見をいただいている中、この場をお借りして事業者へお願いを申し上げたい。 減便については、改善基準告示の関係で1日の拘束時間が超過している現状に関して、運転士の皆様の健康確保等の観点による労働条件の向上も減便に内在された大きな理由であると認識している。 本日の委員皆様方の意見等を鑑みて、宇美～太宰府線及び二日市線の減便については、受け入れざるを得ない判断ではないかと考えている。 しかしながら、委員皆様方からの意見等のおとり、単純に朝と夜の便を減便するのではなく、通学関係、高齢者関係を重々考えた見直しを実施していただき、通勤・通学、買い物や通院等の外出に必要な路線であることから、既存の利用者にできるだけ不便をきたさないように特段の配慮と丁寧な対応をお願いするとともに、公共交通の存続に引き続きご理解とご協力をいただきたい。 星ヶ丘線と南ヶ丘線の一部区間廃止については、利用状況等を鑑みての経営判断であることは十分承知している。ただ、利用者はコロナ禍以前まで回復しつつあるため、経済合理性により公共交通が失われてしまうことは、市や市民にとって大変厳しい提案になっている。心情的には、路線とダイヤを現行のまま存続していただきたいのが本音となる。 しかしながら、市としては、地域の実情に応じた最適で持続可能な公共交通を実現するために、今後も委員皆様方からの意見等を賜りながら、事業者等と協議を重ねて、公共交通の維持・存続に引き続きご理解とご協力をいただきたい。 是非、ご協力をよろしくお願いします。
寺町会長	本日は、資料3の1.2ページの赤枠内の協議結果として回答していく必要があるため、原口副会長からの意見を主旨として、回答していくことで進めていきたい。 委員皆様方からの意見等によって、資料4のイメージについては、検討の余地があるのであれば、より最適な解を探っていただくことを期待する。 そういった回答を作成することで事務局は対応をお願いします。

委員	先ほどの説明では宇美町は了承したとあったが、太宰府市側としては、特に 6 時台の減便は、通勤・通学利用の可能性が高いため必要な便でもある。 代替案として、まほろば号が一部重複して運行しており、時刻も 15 分ほどまほろば号が遅い程度なので、活用していくことを検討してはいかかが。 まほろば号と重複して走っている路線の資料などがでてくるともっと審議しやすいのではないかと。まほろば号の便を少し早めるなどの調整をすれば、路線バスをカバーできる可能性がある。
寺町会長	まほろば号の運行でも運転士のオペレーションがあるが、委員の意見について検討の余地があるか。
事務局	代替交通として可能性があるか、あらゆる視点から調査・研究していきたい。
寺町会長	減便については、黙って受け入れるということではなく、基本的なスタンスとしては特に代替交通手段がなく、自家用車の運転ができない、通学をしている方等に対しては激変緩和措置が必要と考える。 一方で、人数的にこの時間帯だけ普通車を 2 台走らせばいいレベルでもある。短期的な解決策としては検討してもいいかもしれない。 繰り返しになるが、必ず手当てしなければならない場合と、他の時間帯や他の交通モードで可能は場合でいろんなメニューを準備しつつ、受け入れる。受け入れつついろんな交渉をしていくことを事務局へ期待している。
事務局	宇美～太宰府線については、只越バス停で路線バスが 6 時 32 分、まほろば号が 6 時 49 分ということになる。路線バスが仮に減便になったとしても代替的に活用できればと考えている。
寺町会長	減便を受け入れたとして、何も手当てがないわけではないと理解しておく。 資料 3 の 3.4 ページの一部区間廃止の件については、代替交通の検討やいろんな選択肢を考える必要があるため、今日の会議としては事務局及び事業者が今後協議をしていくということとなる。 他に意見等なければ、事務局は引き続き説明をお願いしたい。 【その他 道路運送法等の改正への対応について】
事務局	(資料説明)
寺町会長	この件は、太宰府市特有の案件ではなく全国共通の法律の問題となる。 太宰府市としては、適切に法律の改正に対応していくということだが、説明内容につ

	いて、ご質問等あるか。
委員	関係条例の改正と資料に記載があるが、協議会規則の改正ではなく、条例にも何か謳っているということか。
事務局	附属機関設置に関する条例の改正から必要となる。
寺町会長	特に意見等ないようであれば、本日の議事を終了するがよろしいか。
	意見等なし。
寺町会長	なければ進行を事務局へお返しする。
事務局	(閉会挨拶)